

平成25年9月中川村議会定例会議事日程(3)

平成25年9月19日(木) 午後2時00分 開議

日程第1	議案第3号	平成24年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2	議案第4号	平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3	議案第5号	平成24年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	議案第6号	平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第7号	平成24年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第8号	平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第9号	平成24年度中川村水道事業決算認定について
日程第8	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9	請願第5号	長野県地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願
日程第10	請願第6号	T P P 交渉からの撤退を要求する請願
日程第11	陳情第9号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
日程第12	発議第1号	長野県地方裁判所各支部における労働審判事件の取扱いの開始を求める意見書の提出について
日程第13	発議第2号	T P P 交渉からの撤退を求める意見書の提出について
日程第14	発議第3号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
日程第15	発議第4号	道州制導入に断固反対する意見書の提出について
日程第16		委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	小池厚
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

平成25年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年9月19日 午後2時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 改めまして、こんにちは。

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、諮問第1号が追加となっておりますので、ご承知お祈願います。

日程第1 議案第3号 平成24年度中川村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、去る10日の本会議において総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託してあります。

各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

まず、総務経済委員長の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは総務経済委員会の委員会決算審査の報告を申し上げます。

去る9月10日、本会議において当委員会に付託をされました議案第3号 平成24年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、12日、13日、17日の3日間にわたり第1委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。

以下、審査の過程で出されました主な内容について報告をいたします。

総務課関係で、庶務係、情報の公開についての問いに「公開は15日以内に通知をするが、不服申し立てがあった場合は却下するときを除いて審査会の審査をもって判断をする。委員は村長が委嘱をする。」と、こういう説明がありました。

「臨時職員の社会保険料、労働保険料の違いは。」との問いに「週20時間以上勤務が労働保険に加入、臨時職員の中の39人が社会保健。」との説明、「労働保険は庁外該当者4名。」ということであります。

広報企画の関係であります。

「CATV行政番組記録装置について、番組制作同時録音というのがありまして、これは3ヶ月保存をすることになっております。記録用元装置といえますか、そのものが大変高額なため、4市町村共同設置ということになった。」という説明がありました。

「地域力創造アドバイザーへの地域などへの依頼は。」という問いがありまして、「申し込みがあれば対応をする。」と、「全国事例が」創造の関係であります、「全国事例が大変豊富っていいですか、聞かれるので、申し込みをしてほしい。」という説明があ

りました。

「緊急情報配信サービスオクレンジャーは年度末656名が登録、交通、防災などのエリアメールは登録がなくても使用できる。」という説明であります。

ホームページの再構築は、リニューアルが早くなり、全職員が管理できるという形が整いました。最終内容の把握は広報係が確認をすると、こういう手順だそうであり

ます。

交通防災係の関係であります。

警報、注意報、特別警報での対応についての問いに「警報が出ると役場は係長以上が待機をする。雨量、それから土砂、沢の水、水位などから、最終、村長への伺いとなり、消防幹部、班長以上が役場に詰める。」と、こういう説明でありました。

防災用備蓄と物資の調達についての問いがありまして、「非常時の対応は、飲料水、食料の確保など、2～3日分の確保で、その後は村内協定業者に要請、あらかじめ要請してありますが、優先的に調達していただく。」と、そういう体制をとっているということであります。

大草城址公園駐車場のヘリポートについて質問がありました。「災害時、正規のヘリポートは東小学校、それから西小学校、中学校校庭使用で、大草城址公園駐車場へのヘリポートは緊急時のドクターヘリのみパイロット判断で使用できる。」と、こういう説明であります。

交通安全補助金で安協への補助金に対する活用調査についての問い、使ったものを調査をしているかということですが、「会費をお願いする折に各支部、地区活動費や資材購入など、決算状況を出していただくということになっている。」という説明でありました。

村内防犯灯設置事業ということで、「今までの街路灯に比べ、LEDは明るさが落ちる、村の防犯灯は商店の近くに立っているの、今後、場所や数などの見直しを検討したい。」という説明がありました。

消防施設費の関係で「詰所のトイレ酌み取り改善は。」との意見がありました。「トイレの水洗化が進んでいない詰所は、現状3カ所があり、使用頻度が極端に少ないために、今後、どうするかといいますか、そういう対応を検討する。」という説明であります。

振興課農政係であります。

青年就農給付金、これ、国事業であります、「該当就農者の所得目標は達成しているのか。」という問いがありまして、「まだ達成をしていない。」と、「まず、農業をやっているかが大前提で、県が示す目標所得額の250万円は、新規っていいですか、就農者にとっては、なかなか厳しい数字で、作業日誌、通帳、決算書、出荷、その伝票など、年2回の報告義務となっている。」という説明であります。

それから、「有害鳥獣の残渣処理費14万円は安いのでは。」という発言、意見がありました。「猟友会への補助は幾つもあり、県の補助事業で1カ所7万円、2カ所で14万円は、決められた単価。」と、こういうことで、上伊那郡下でこうしたものの足並み

をそろえるという形で進んでいるようではありますが、「中川は、まだよいほうだ。」という説明でありました。「山での処理費というものが5,000円という数字がありますけれども、穴を掘り、実際、埋めるという、そうした作業は、なかなか大変なことで、上伊那での焼却処理など、今後という形のものでありますが、これからの検討課題だ。」と、こういう説明がありました。

国からの就農支援金制度についての問いに「1人150万円の支援だが、農業後継者対象ではない。」一部は入っているかもしれませんが、「中川村としては、農業後継者を育てる制度を特に充実、期待したい。」と、そういうことで、「国の考え方と見解が異なり、まことに残念だ。」という解説の説明がありました。

「ファームサポーターは100人がいる中で、受け入れ農家は8戸と少ない。その原因は。」との問いに、「よその人を農家、自宅に泊めるには抵抗がある。農家が仕事に専念できない。」などの説明があり、「農家の思い込みも考えられるので、今後は制度の周知に心がけ、受け入れ農家が少しでも増えるように努力したい。」と、こういう説明がありました。

耕地林務係の関係であります。

森林巡視員について「入山者がおり、だれが巡視員なのかわからない。」と、「こういう状況もあるので腕章装着を。」との提案の意見がありました。

「四徳のオートキャンプ場、森林体験館の常設は無理か。」との問いがありました。「これは一時のブームという形で、そのものは去った。」と、「年間2,800人の利用客は5月～8月に集中をしている。」という説明でありました。

山の状況、木材の価格ということではありますが、「昭和の55年ごろが最高な価格であって、現状、現在、ヒノキは当時の5分の1、杉が当時の8分の1である。」と、こういう説明がありました。

「ペレットストーブの普及は、普及が伸びない理由は何か。」という問いに、「家の改修などで耐火性の床だとか壁だとか煙突、そうした物を直さなければというような、そうした対応が起因ではないか。」というお話がありました。

次に商工観光の関係であります。

陣馬形の森林、森公園水源施設修繕についての問いで、「水を集めて給水をしているが、井戸を掘って、万が一、水が出なくてはならないので、そうした水が出なくなった場合は怖いという、そういうことで、安全的水確保として貯水用タンクをつくり、けものが原因で大腸菌が発生したが、今後、けものが入らないようさくをして、きれいな水の提供を考えている。」と、こういう説明であります。

建設課の国土調査係であります。

基準点、変換点、検証測量というのがありますが、「片桐5・6・7区は、東日本大震災により南東に104mmずれているといいますか、動いている。」との説明であります。

「地籍調査事業で土地の表示に関する登記地図の精度区分というのがあり、この甲、乙ありますが、その精度とは一体何か。」という問いがありまして、「精度区分の基準は国土交通大臣が決め、甲乙6段階に分かれ、現状、平成24年にやりました片桐区に

おける乙Iは農地及びその周辺区域、地図縮尺は平地250分の1～500分の1。」ということで、区分けのある中の、そういう数字が説明として話されました。

建設課であります。

「道路新設改良事業の工事請負費で建設工事の用地測量費が高いのではないか。」、つまり、測量設計は国調のものと変わらず、二重の無駄に思えるというような発言が、意見がありました。

なお、この17日ではありますが、最終日に、24年度決算審査に関する現地確認として、25年3月に完成をしました四徳地籍の林道小河内線小河内橋の架橋工事の現場と桑原地区の村道崩落防止のための吹付工事の完成現場、坂戸橋公園の整備状況、現場を確認をいたしました。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 下に厚生文教委員長の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは厚生文教委員会関係について報告をさせていただきます。

9月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました議案第3号 平成24年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月12、13日の2日間にわたり、第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。

結果は、全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見等について報告いたします。

最初に保健福祉課関係の福祉係、社会福祉のほうですけれども、現在、中川村の65歳以上の高齢者人口は、平成25年3月31日現在で1,557人、高齢化率は29.81%です。また、平成24年8月1日現在のひとり暮らし世帯は164世帯、2人暮らし世帯は192世帯となっています。

出された質問について発表していきたいと思いますが、「障害者に優しい住宅改良促進事業は1件あるが、高齢者に優しい住宅改良の利用者は0です。制度は周知されているのか。」という質問に対して、「高齢者の住宅改良は、24年度が珍しく利用者がいなかったが、25年度は既に3件ある。周知は広報等で行っている。」との答弁でした。

続いて「高齢者憩いの家、ふろの改修事業調査計画委託料、調査、提案まで含まれても高いのではないか。また、今後の方向性は。」ということで出されました。25年度についても設計費が400万円計上されていることも含めてです。答弁は、「ふろの改修に約8,000万円くらいかかる。全体像を見ての今後の検討課題。」との答弁でした。

続いて「発達支援事業、おひさまクラブは、利用者に好評で、今後も村独自で継続するのか。」という問いに、「発達障害の子どもや親に対する支援は必要であり、今後も続けたい。」ということです。

保育所の月間献立管理システム作成委託料の内容についての質問がありました。「これは県のシステムで、中川バージョンを作成してもらう費用で、24年度のみのものだ。」ということです。「ただ、県のシステムの変更があるときは必要だ。」ということです。

また、これはバンビーニの救助袋設置工事が126万円盛られておりまして、最初、らせん階段が計画されましたが、検討の結果、救助袋に変更されました。予算的には大幅減です。現場を調査し、体験もさせていただきましたが、小さな子どもさんとその保護者が対象なので、定期的に体験してもらうことも必要ではないかと感じました。

続いて保険係ですが、「介護保険の低所得利用者負担制度があるが、利用者に対する村独自の軽減対策は考えられないか。」との質問に、「社会福祉法人の経営する特別養護老人ホームや社協などが対象事業所となる制度で、ほかでは利用ができない。」との答弁でした。

また、「片桐診療所で電子カルテ利用ができるのはいつごろになるのか。」という質問に対し、「まだ、いつとはわからない。」とのことです。

続いて保健センター関係、「子宮頸がんの予防接種、全国的には副作用による被害も出ているが、村の対応はどうか。」との質問に対し、「予防接種の対象者は小6～高3の女子、24年度は69人がワクチン接種したが、体調不良などの報告はない。平成25年度は対象者に文書やホームページで対応しており、勸奨はしていない。」とのことです。

なお、「予防接種全般については、集団接種から個別接種へ移行する形で進んでいる。」との報告がありました。

次に、「ピロリ菌の検査はできないか。飯島町では成人式に実施しているが。」との問いに対し、「国は集団でやって効果のあるものとしており、現在は、胃検診はバリウムで行われている。導入の効果があらずなら検討する。」との答えです。

また、「正規の管理栄養士が必要では。」とのことに、「特定検診のデータを見ての指導など、管理栄養士は何としても必要。」とのお答えでした。

次に、「親の高齢化などで家族負担が重くなっている精神障害者のグループホーム、早期に必要なでは。」との問いに対し、「地域で暮らすことで生活も安定する。また、入院しないことで医療費の軽減にもつながる、中川にも必要な施設。」との答弁でした。

続いて教育委員会関係ですが、総務学校係では、「備品のパソコンの単価が学校によって違うが機種が違うのか、相見積もりをとっているのか。」との質問に対し、「規格などは決めずに現場で対応している。なお、大量に購入する生徒用などは入札を行っている。」との答弁でした。

続いて、「各学校にペレットストーブが設置されているが、燃料費の差が大きい、活用されているのか。」という質問に対し、「校長室、保健室などで使用しているが、常時、人のいるところでないと管理しにくい。」との答弁でした。自然には優しいストーブでありますけれど、欠点もあるというお答えです。

続いて、「中学1年生が1クラスになったが、教員数にも関係してくる。今後の見通しは。」との問いに、「現在の生徒数で推移すると平成26年度に中学1年と3年が1クラスになる。対策が必要だ。」とのことです。

続いて社会教育係ですが、「各種団体に対して補助金や交付金が出されているが、統一様式の申請書や実績報告書など必要ないか。」との問いに対し、「統一はしていない

が、申請書により支払いはされている。大きな事業は報告されているが、その他についても検討したい。」との答弁でした。

続いて、「文化センターの電気料が高額になっているが、LED化の進捗状況は。」との質問に対し、「駐車場は工事に合わせて取りかえる。大ホールのステージは大がかりなので、設備の寿命もあり、デジタル化、LED化は改修時、体育施設については耐震化に合わせてやる。計画的に実施するための検討が必要である。」との答弁でした。

「歴民館には重要な物があるが、使い勝手が悪い。周辺整備の検討が必要な時期に来ているのでは。」との質問に対し、「周辺一帯の見直しの検討は必要。」との答弁でした。

また、「天体観測施設保守管理に費用がかかるが、阿智村の星を見るツアーのような活用ができないか。」との質問に対し、「ポラリスの会の協力で運営しており、学芸員もいないので、対応は難しい。」とのお答えでした。

なお、現場視察は、バンビーニの避難袋の確認と体験、片桐保育園の未満児室の改修現場、そして、25年度の事業であります。ひさしの改修も見せていただきました。消防法によりポリカーボネートから断熱材入りの鉄板ぶきにふきかえ、コンクリートが高温にならず、園児たちが喜んで飛び回れるとのことでした。天窓をつけたことにより対向もでき、体感温度がぐっと下がったとの報告を受けました。

また、学童保育の現場も見せていただきました。図書館内部と、それから、司書からの説明を受け、文化センター2階でこの日から始まったアンフォルメル中川美術館20周年記念特別展も見学させていただきました。

最後に、修復されたテニスコートと歴民館及び周辺施設を見せていただき、今後の検討課題を提案していきたいというような声が出ました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 賛成討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。
これより採決を行います。
なお、これより行う各決算の採決は起立によって行います。
議案第3号に対する各委員長の報告は認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 全員起立です。着席ください。(一同着席) によって、議案第3号は認定することに決定しました。

日程第2 議案第4号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第5号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第6号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

の3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは、議案第4号について報告をいたします。

9月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました議案第4号平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月12、13日の2日間にわたり第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。

結果は、全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見等について報告します。

不納欠損46万1,700円の内容についての質問がありました。「6名分で、帰国等による外国人4名分と日本人2名のうち1名は死亡、もう1名は行方不明で不納欠損になった。」との報告でした。

続いて、「長野県は長寿県だが、国保との関係はどう分析するか。」との質問に対し、「詳しくは分析していない。」とのお答えでした。

「国保会計については、国保料の改定が平成23年度になされ、平成24年度はおおむね順調に推移している。基金保有高は2,512万円。」とのことです。

続いて、議案第5号について報告いたします。

9月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました議案第5号平成24年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る12、13日の2日間にわたり第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。

結果は、全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された意見等について報告いたします。

上伊那後見センターの負担金の算定方法についての質問がありました。「伊那市社協

に、現在、3人の相談員がおり、広域の基準で算定されている。」とのお答えでした。

また、「越百園の増床により待機者の見通しはどうか。」との質問に対し、「10床ぐらいが中川に割当になる予定である。」とのお答えでした。

介護保険につきましては、第5期の介護保険事業が平成24年～26年がスタートし、保険料の段階が6から9段階になりました。基準額は第6段階で年間5万9,280円、日額4,940円になりました。県で積み立てていた財政安定化基金の市町村への交付があり、金額は278万3,137円、介護給付準備基金へ280万円を積み立て、基金残高は3,700万円となっております。

続いて議案第6号について報告いたします。

9月10日の本会議におきまして当厚生文教委員会に付託されました議案第6号平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月12、13日の2日間にわたり第2委員会室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。

結果は、全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

特別な意見は出ませんでしたが、中川村の後期高齢者は899人で、昨年より14人増えています。1人当たりの医療費は74万2,772円で、県下では77市町村のうちの43位という状況です。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第4号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 全員起立です。ご着席ください。(一同着席) によって、議案第4号は認定することに決定しました。

次に、議案第5号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議長 [賛成者起立]
 全員起立です。ご着席ください。(一同着席) によって、議案第5号は認定することに決定しました。
 次に、議案第6号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議長 [賛成者起立]
 全員起立です。ご着席ください。(一同着席) によって、議案第6号は認定することに決定しました。
 日程第5 議案第7号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 及び
 日程第6 議案第8号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 の2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。
 本件は総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
 ○総務経済委員長 議案第7号について報告をいたします。
 去る9月10日、議会本会議において当総務経済委員会に付託をされました議案第7号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月17日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。
 審査の結果は、委員全員賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。
 審査の過程で出された意見等について報告をいたします。
 施設の維持管理などは大きな問題もなく順調に行われているとのことでありました。
 公共の水洗化率は86.9%、大草処理区が93.2%、片桐処理区は83.6%と昨年度より約0.6%上がっています。
 現在、起債償還のピークが過ぎ、横ばい、そして、平成47年まで続きます償還ですけど、最大処理水量、片桐処理区の差が67tという、そういう数字がありまして、「これはちょっと大きい。」と、「おかしいんではないか。」という発言がありました。「一時的か、これは、原因を調査する。」ということの説明でありました。
 続きまして議案第8号について報告をいたします。
 当総務経済委員会に付託をされました議案第8号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、17日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。
 審査結果は、委員全員の賛成で認定すべきものと決しました。
 審査の過程で出された点について報告をいたします。
 普及率は、片桐北部95.5%、葛島が85.6%、上前沢が82.6%で、三共が65.0%で、合計が85.1%、昨年より1.3%多くなっています。

意見として、合併浄化槽から農集排につなぐという、変えるという、その件数は、24年度、5件でありました。住宅改修などからで、そうしたことで動くわけですが、接続工事費用は利用者負担でありますけれども、農集排の加入金70万円は農集排の場合には分担金として事前納入済みであるという、こういう説明でありました。
 以上、審査の報告を終わります。
 よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 まず、議案第7号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]

○議長 全員起立です。ご着席ください。(一同着席) によって、議案第7号は認定することに決定しました。
 次に、議案第8号の採決を行います。
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]

○議長 全員起立です。ご着席ください。(一同着席) によって、議案第8号は認定することに決定しました。
 日程第7 議案第9号 平成24年度中川村水道事業決算認定について
 を議題といたします。
 本件も総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
 ○総務経済委員長 それでは、水道事業につきまして決算審査の報告をいたします。
 去る9月10日、本会議において当総務経済委員会に付託をされました議案第9号 平成24年度中川村水道事業決算認定について、去る17日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。
 審査結果は、委員全員賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。
 審査での過程について報告をいたします。

水道監視パソコン更新工事につきまして「既に新設7年が経過をしたが、現状は特別問題がなく使用をしている。更新が理想であるが、監視機能だけの動作であり、監視機能ソフトが大変高価なために、7年、さらに使えるよう延命処置をした。」と、こういうことであります。

水道事業、固定資産の無形固定資産明細についての問いに「平成14年、当時、水道水の供給不足ということがありまして、飯島町から、急遽、受水をしたという過程があります。その後、その備えとして飯島町との協定といいますか、接続管を布設をし、その施設利用権を示したものの、それが無形固定資産だ。」との説明でありました。

以上、審査報告といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。ご着席ください。(一同着席) よって、議案第9号は認定することに決定しました。

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 人権擁護委員の推薦につきましてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてお務めいただいている横前の飯島芳子さんが本年の12月31日で任期満了となります。本人のご意向で、この任期満了をもって退任をしたいということでございます。

つきましては、後任といたしまして中央の北村志保子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。

北村さんは、短期大学卒業後、家庭の主婦として生活を送られる中、平成13年12月から2期6年間、民生委員をお務めいただいております。大変誠実、まじめな方で、

人格、識見が高く、最適任者であると存じます。

任期は委嘱の日から3年間であります。

なお、法務大臣が人権擁護委員として委嘱するまでの事務的な期間が必要なために本議会に諮問をいたすものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、これを適任者として答申したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任者として答申することに決定しました。

日程第9 請願第5号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 請願第5号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願について審査の報告をいたします。

去る9月10日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました請願第5号長野地方裁判所支部における労働審判の開設に関する請願について、12日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

請願の趣旨であります。平成18年に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争などを裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決する制度となっておりますが、長野県内においては、取り扱い裁判所が長野地方裁判所本庁のみで、松本支部など、中南信にないことから、司法格差の少ない司法の充実を求めるというものであります。また、中南信などでは、遠距離のため、交通費や移動時間などの負担などから申し立てをあきらめることも推測をされるということから、国に対し、地域における司法の充実を求めること、あわせて裁判官、裁判所職員の増員、施設整備を求めると、こういうもので、審査の結果、全員賛成で採択となりました。

○議 長 なお、意見として「北信に、いろいろですが、偏り過ぎている。」と、「松本といわず、できれば伊那谷、上下伊那地方に。」などの意見が出されました。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第10 請願第6号 TPP交渉からの撤退を要求する請願を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 請願第6号 TPP交渉からの撤退を要求する請願について審査の報告をいたします。

去る9月10日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました請願、受理番号6号 TPP交渉からの撤退を要求する請願について、12日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

請願の趣旨であります。政府は、7月にTPP交渉に参加したが、農林業、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。これまで44道府県、全市町村の8割の議会が反対ないし慎重な対応を求める決議をした。また、政府は、国益を守るとし、5品目の関税撤廃の除外を決意しているが、政府の交渉方針は明白でなく、守れる保障はない。また、情報開示の約束も、国民的議論を約束してきたが、秘密保持契約を盾に公開拒否、国民的議論は不十分で、国益を守れる保障はない。そのような過程で、TPP交渉の内容開示と交渉撤退を政府に求めるというもので、審査の結果、全員賛成で採択となりました。

○議 長 審査の経過であります。委員からの意見として、「今までのTPP反対の要請経過もあり、撤退を求める意見書は妥当である。」と、そういった意見が出されました。

以上、審査報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○8 番 (柳生 仁) 今の報告の中で、国益を守るとし、5品目って言われましたけど、農産5品目でございますので修正をお願いします。

以上です。

○総務経済委員長 今、柳生議員が申されたとおりであります。訂正をお願いいたします。修正、お願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第11 陳情第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書対策」に関する陳情についてを議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 陳情第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について審査の報告をいたします。

去る9月10日、議会本会議において総務経済委員会に付託をされました陳情第9号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、12日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨は、地球温暖化対策のための石油・石炭税の税率の特例措置は平成24年の10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定をされており、森林吸収

源対策や地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、全国 585 市町村議会から意見書採択をまとめてもおりますが、早急に総合的に検討を行うという方針だけにとどまり、制度創設には至っていない。温暖化防止のためには、森林の整備、保全など、山村地域の市町村が主体的に取り組まなければならないが、現実、木材価格の暴落、低迷、後継者不足など、厳しい情勢にあつて、荒廃が進むため、石油・石炭税の税率の特例を求める税収の一定割合を農林面積に応じて譲与できる仕組みの構築を求めるといふもので、この内容、趣旨は、昨年、既に、9月ですけれども、採択をされており、今回、さらに強く制度創設を求めるといふことで、審査の結果、全員賛成で採択となりました。

なお、環境省の発表資料によりますと、地球温暖化対策で京都議定書目標達成計画の 24 年度の国の計画予算は 9,799 億円、森林吸収源、その対策を支援するための措置として国産・地域産木材の利活用の促進に要する経費などの 25 年度事業費が全国総計 100 億円という数字になっております。

以上、審査の報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、陳情第 9 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 12 発議第 1 号 長野地方裁判所各支部における労働審判事件の取扱いの開始を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○8 番

(柳生 仁) 長野地方裁判所各支部における労働審判事件の取扱いの開始を求める意見書

平成 18 年 4 月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加している。

しかしながら、長野県においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は長野地方裁判所本庁のみである。そのため、中南信地域の住民が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある長野市まで出向かなければならず、広大な面積を有する本県においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申し立ての障害となっていることが推測される。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があつてはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

以上のことから、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

1、長野地方裁判所各支部において、労働審判事件の取り扱いを開始すること。とりわけ、長野地方裁判所松本支部においては、早急に労働審判事件の取り扱いを開始すること。

2、必要な裁判官及び裁判所職員の増員及び施設整備を行うこと。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 発議第 2 号 TPP 交渉からの撤退を求める意見書の提出についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○1 番 (中塚礼次郎) TPP交渉からの撤退を求める意見書朗読をもちまして説明いたします。

政府は平成25年7月にTPP交渉に参加しました。

TPPは、農林漁業、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいます。こうした不安や疑念が払拭されないまま交渉に参加したことは重大です。これまで44道府県や全市町村の8割以上に及ぶ議会が反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対してきました。国論を二分した世論状況にあり、総選挙での与党の公約に照らしても、交渉参加は、到底、理解されるものではありません。

政府は、これまで再三にわたって国益を守るとし、与党は農産品5品目の関税撤廃の除外を決議していますが、政府の交渉方針は明確でなく、守れる保障は全くありません。

さらに、政府は、情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきたが、交渉参加に当たって結んだ秘密保持契約を盾に情報公開を拒否しています。このまま推移するならば、国民は交渉内容や経過を知ることがなく、結論だけ押しつけられる危険性があり、到底、容認できるものではありません。

衆参の農水委員会は、農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱することを明記した決議を上げ、自民党も参議院選挙で同様の公約を打ち出して選挙を戦いました。

このように、国民的議論の不十分さに加え、公益を守れる保障がなく、情報すら公開できないTPP交渉は、撤退する以外ありません。

以上のことから、国においては、下記事項を講ずるよう強く要請する。

記

1、TPP交渉の内容を国民に開示すること。
2、TPP交渉から撤退すること。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (湯澤 賢一) 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても京都議定書目標達成計画に掲げられたもの(第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち3.8%を森林吸収量で確保)と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油・石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命、財産が脅かされるといった事態が生じている。これを再生させることとともに森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務である。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命、財産を守るため、森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を要する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石炭・石油税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
 日程第15 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (湯澤 賢一) 道州制導入に断固反対する意見書案文を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。
 我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、平成25年4月15日には全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もなまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。
 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。
 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。
 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統、文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるもので

あると確信している。よって、中川村議会は道州制の導入に断固反対する。
 以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について を議題といたします。
 議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。
 お諮りいたします。
 各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
 これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。
 ここで村長のあいさつをお願いします。

○村 長 平成25年中川村議会9月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。
 今定例会では、平成24年度決算認定を初め補正予算、教育委員、人権擁護委員の人事案件など、提出いたしました議案すべてを原案どおりご承認いただき、深く感謝を申し上げます。
 特に決算認定につきましては、例年のこととはいえ、細かいところまで注意深く審査をいただき、大変ありがとうございました。
 また、一般質問においてさまざまなご意見、ご質問をいただきましたことにも感謝を申し上げます。
 さらに、ただいまは、TPPや地球温暖化、道州制等に関する発議が可決されたことも大変意義深いことだと感じました。
 先日の台風は、あちこちで豪雨と風の被害に見舞われた方々がたくさんいらっしゃいました。被災された方々に心からお悔やみを申し上げるしだいでありませぬ。

幸い、中川村では、リンゴやナシが少し落下したものの、大事には至らず、ほっと胸をなでおろしました。

台風で中断した稲刈りも、また、始まっております。フジの収穫が終わるまで、このまま天候に恵まれ、春の霜の害も大きくあられることなく、豊かな実りが得られることを祈るものであります。

秋は、また、保育園、学校の運動会、ふれあい福祉広場、村の文化祭、アルプス展望さわやかウォークなど、さまざまな行事が目白押しであります。議員各位には、ご多忙のこととは存じ上げますが、ご協力をいただき、盛り立てていただきますようお願い申し上げます、引き続きご健勝にてご活躍されることを祈念申し上げ、9月定例会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長 これにて本日の会議を閉じます。

以上をもって平成25年9月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時27分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____